

生ごみリサイクル容器の 使用モニターを募集します

平取町外2町衛生施設組合では、生ごみを堆肥化するリサイクル容器の使用モニターを募集します。希望される方は次により申込みください。

- ・対象者 平取町、日高町、むかわ町内に在住で、自宅で使用される方
- ・募集人数 50名
- ・貸与品 11リットル容器 2個（交互に使用します。）
発酵促進剤（2kg）2袋
- ・貸与期間 7月1日～9月31日の3か月間
- ・報告書 貸与期間終了後に、「利用状況報告書」を提出してください。
- ・申込方法 電話でお申し込みください。（先着順とします。）
- ・申込期限 6月4日（月）～6月15日（金）
- ・申込先 日高町役場住民課 電話 01456-2-6182

お問い合わせ先

平取町外2町衛生施設組合 電話 01457-2-2024



日高門別土地改良区からのお知らせ



◎用水路の事故防止にご協力を

田植えシーズンを迎え、通水期間中（5月から8月）の用水路は満水状態で、水の流れも速く大変危険です。

当土地改良区では、転落事故防止対策として防護柵や事故防止看板の設置並びにポスターの配布等による事故防止の呼びかけを行っております。

地域の皆様におかれましては、子供達が取水施設樋門や用水路付近で遊んでいるのを見掛けましたら、注意して頂くと共に安全な場所で遊ぶよう声をかけてください。

◎用水路にはゴミを流さないように

通水期間中に、用水路内に刈草、ビニール、タイヤ、空き缶、汚物等が流れ込み、これが用水路等の施設に詰まり、施設や農作物等に被害を与えております。

用水路には、物を投げないよう地域の皆様のご協力をお願い致します。

◎日高門別土地改良区の新役員について

平成30年4月17日開催の第1回臨時総代会において1名欠員（前三輪理事長）となっていた理事に大鷹千秋新理事（日高町長）が選任されました。

また、理事会において大鷹千秋理事長が選出され就任いたしました。

なお、新役員の任期は、平成30年4月20日から平成31年5月19日までとなります。

◎お問い合わせ先

日高門別土地改良区 事務局 電話 01456-2-5116



消防法令違反対象物の公表制度を 開始します。

運用開始 平成31年4月1日

建物を利用する人々が、安心して利用できるかの判断材料として、**重大な消防法令違反がある建物**をホームページ等で公表いたします。

この制度は、火災被害の軽減を図ることを目的とした火災予防条例の規定に基づくものです。

詳細については、各町（日高・平取）ホームページにて確認願います。

お問い合わせ先
日高西部消防組合

消防本部	消防課	TEL 01456-2-1521
富川消防署	予防課	TEL 01456-2-1521
平取消防署	予防課	TEL 01457-2-2361
日高支署	予防係	TEL 01457-6-2244



《 無料 特設人権・困りごと相談所開設のお知らせ 》

【6月は、人権擁護委員制度普及月間です。】

日高人権擁護委員協議会と札幌法務局日高支局では、6月1日の「人権擁護委員の日」にちなんで、6月1日に「無料 特設人権・困りごと相談所」を開設します。

相談料は無料で、秘密は守られます。

なお、人権擁護委員の応じている相談は、離婚などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、幅広い内容となっています。お気軽にご相談ください。（予約不要）

また、札幌法務局日高支局では人権相談所を常時開設していますので、まずはお電話ください。

下記のとおり特設人権・困りごと相談所を開設します。

【日 時】 門別地区：6月1日（金）10:00～15:00

日高地区：6月1日（金）13:00～15:00

【会 場】 門別地区：門別公民館（1階ミーティングルーム）

日高地区：道の駅サン・ポッケ（会議室）

【担 当 者】 日高地区・門別地区人権擁護委員

【お問い合わせ先】 札幌法務局日高支局 電話 0146-42-0415

新ひだか町静内こうせい町2丁目4-1